

自民党司法制度調査会／犯罪被害者に関するヒアリングにて(平成29年6月30日)

副代表幹事 土師 守

発言要旨は以下の通りです。

〔犯罪被害者問題の残された課題について〕

1. 加害者が自ら犯した犯罪に関する出版物に対する規制

一昨年6月に、神戸連続児童殺傷事件の加害男性による事件に関する手記が出版されました。

本書のように殺人罪等重大な犯罪の加害者が、加害行為や被害者・遺族に関する記載を含めた手記等を出版することについては現在法律上制約がなく、加害者、出版会社により自由に行われている現状にあります。このような行為により被害者・遺族は、再び加害者により長い年月が経った後でも心をかき乱され、塗炭の苦しみにさいなまれることとなります。かかる書籍の出版は加害者、出版社とも多額の利得を得ることができることから、本書と同様の書籍等が今後も発行されることが予想され、さらに被害者・遺族を苦しめることとなります。加害者による再度の精神への傷害罪と言えるものだと思います。

国民一般の表現行為の規制ではなく、凶悪犯罪の加害者による加害行為に関する表現の制限という極めて限定されたごく一部の規制であり、かつ、規制を受ける者は自らに被害者の命を奪ったという極めて重大な帰

責事由があり、当然に受忍すべき規制であると考えます。

2. 被害少年及びその兄弟に対する支援

被害者が少年であれば、発育過程にある未成年の兄弟がいる可能性は非常に高いと思います。

加害少年は、法律によって厚く保護され守られており、国の加護のもとに更生という名の道を進み、勉強をすることも、職業訓練を受けることもできます。しかしながら、被害者少年や未成年の兄弟たちには、公的な支援は何もありません。事件後、学校に行けなくなり、勉強ができなくなっても、誰も助けてくれません。問題は教育上のことだけではなく、精神的にも、肉体的にも発育途上にあり、また感受性の高い時期に、兄弟が悲惨な事件に遭ったとすれば、それは、大人とは違った意味で、非常に大きな精神的ダメージを受けます。それに対して、親だけで対処することは極めて困難なことです。この問題に対処できるような児童精神医学の専門医や臨床心理士の存在は非常に重要であると思います。

被害少年やその兄弟に対する公的な支援は是非とも必要なものであり、制度を早急に創設して欲しいと願っています。

男性が婦人科を受診するようなもの

～死刑廃止論者の弁護士に弁護は依頼できない

幹事・精神保健指定医・医学博士 高橋 幸夫

日本弁護士連合会(日弁連)は、「弁護士は法律の専門家として『社会生活上の医師』である」と自称している。小生も犯罪に遭うまでは、そのように信じ、弁護士は清廉潔白で「清く・正しく・美しく」生き、尊敬できる人たちばかりと思っていた。しかし、事は全く逆であった。そのように尊敬されながら弁護活動している人たちも多くいるが、大半とは申さぬまでも、日弁連は独善的で傲慢で高慢な一部の人たちの集まりでもある。

昨年10月、第59回人権擁護大会に出席してみた。

日弁連が言うに「毎年、人権擁護大会を行い、毎回多数の弁護士、市民の参加を得て重要な人権問題をテーマにシンポジウムを開催している」とのことであった。しかし現実には、参加市民は少なく、弁護士の参加も総数3万7千余人のところ、わずか3%弱(786人)であった。重要議題とする死刑廃止宣言への賛同者においては、たった1.5%(546名)に過ぎなかった。それにもかかわらず、毎回多数の参加者を得て重要問題を議論していると言うのである。「会内の民主主義に従い、多数決で決めているから、日弁連の総意(3